

6月県議会 一般質問（高木ひろし）

障害者差別解消法1年を経過したいま、障害者の生活や教育における差別の解消、権利の保障はどのように進んだのか、今後の課題は何なのかを明らかにするため、まず、施設と地域生活の面から伺ってまいりたいと思います。

昨年7月26日未明、神奈川県内の知的障害者入所施設「津久井やまゆり園」で重度障害者19人が刃物で刺されて殺害され、27人が負傷するという事件が起きました。犠牲者数の多さもさることながら、施設の元職員によるこの残忍な犯行が、「障害者は生きる価値がない」という確信犯的な「優生思想」に基づくものであったことに戦慄を覚えます。障害者権利条約が批准され、障害者差別解消法が全面施行されたタイミングで、このような事件が起きたことは、私たちの社会が抱える問題の重さと深刻さを突き付けられたものと受け止めざるを得ません。事件の原因解明やその思想的背景などをめぐる議論は、まだまだ尽きることがありませんが、その論点の一つに「障害者施設」の問題が浮上してきています。

この津久井やまゆり園は1964年に神奈川県立の知的障害者入所施設として開設され、現在は指定管理者「かながわ共同会」に運営を委託し、160人近い障害者が支援を受けて生活していました。設置者である神奈川県は事件の2か月後、「全面建て替え方針」を公表しましたが、障害者団体や福祉事業者などから見直しを求める声が上がりました。それはこの異様で非人間的な犯罪そのものが、多数の重度障害者を一か所に集めて隔離・収容してきた施設であるから

こそ生み出されたのではないかとの認識に立ち、「大規模入所施設は時代に逆行している」「グループホームなど、地域生活移行をもつと支援すべきだ」などと主張するものでした。他方、家族会の多くからは「元のやまゆり園を、安心できる施設として再建してほしい」との要望も根強く、県の障害者施策審議会の場での意見集約が難航しています。

障害者権利条約は第19条で、こう定めています。「障害のある人が、他の人との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに、特定の生活様式で生活することを義務づけられないこと」。この趣旨は、改正障害者基本法、障害者差別解消推進法においても明記されております。現在施設に入所している障害者のほとんどは自らの意思で選択したというよりは、地域や家族では支えきれないためにやむなく入所しているというのが実態であり、権利条約や法が求めている姿ではないことは明らかです。

国も1989年に「知的障害者地域生活支援事業（グループホーム）」を制度化して以降、2002年の障害者基本計画で「施設等から地域生活への移行の推進」を図ることを明記し、「脱施設」の方向へ大きく政策転換しました。

しかし、本当に地域で差別や不安を感じることなく障害者が暮らしていける条件は整ってきているのでしょうか。それがなければ、家族が「施設」を求める声は止むことなないでしょう。この津久井やまゆり園の場合、この不幸な事件によって突如、施設の在り方が問題化したわけですが、本県にも春日井に「愛知県心身障害者コロ

ニー」という大規模な施設があり、その在り方の見直しを進めてきたところでは。

そこで、そのコロニーを中心として、本県における障害者の地域生活への移行、障害があっても安心して暮らせる地域生活の保障がどのように進んできたのか、お尋ねします。

質問1) 「愛知県心身障害者コロニー」は50年前に、心身障害者の治療、生活指導、職業訓練などを進め社会復帰を目指す総合福祉センターとして開設されたが、2007年に「地域移行」の考え方を基礎に、施設の再編を進めてきたはずであります。入所者の地域への移行はどう進んだのか、お示しいただきたい。

質問2) 新たに整備された施設も含めて、愛知県における障害者施設の全入所者数はどのように変化しているのか？

質問3) 愛知県障害福祉計画における地域移行者数が、大幅に計画を下回っている理由は何か？

質問4) 今後の地域生活への移行を、どう進めようとしているのか？

次に、障害のある児童生徒の教育権保障という面から、伺ってまいります。

障害者入所施設での年十年という暮らししか知らない人にとっては、

地域への移行といわれてもなかなか難しいし、不安に思うのは当然です。学校教育の段階から、障害のある子どももない子どもも共に学ぶという育ち方を保障することが、大変重要となってきます。「分けない社会は、分けない教育から」という合言葉に象徴されるように、こうした考え方は「インクルーシブ教育」（排除しない教育）として、障害者権利条約に明記され、障害者基本法16条では、次のように明確に規定されております。「国及び地方公共団体は、障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が、障害者でない児童及び生徒とともに教育が受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等の施策を講じなければならない。」

私の住む名古屋市瑞穂区では、人工呼吸器をつけストレッチャーに乗ったままの林京香さんが周りの理解と学校の支援で地域の小学校に通い、6年生になりました。医療的ケアが必要な子どもに対する「合理的配慮」や支援が保障されれば、従来なら「特別支援学校か施設しか無理」と思われていた子どもも、地域の学校で学び周りの子どもたちと豊かな人間関係を結ぶことができるという立派な実例ができつつあります。昨年の2月議会の私の質問で紹介した車椅子の^{ひさのあいり}久野藍里さんは、3回目のトライで名古屋市立中央高校に見事合格し、現在2年生として楽しく高校生活を送っています。

しかし、こうした共に学ぶことが実現されている例はまだ一部にとどまり、4月30日の朝日新聞が報じたように、特別支援学校に在籍する児童・生徒の数は激増し「教室不足」の現象が生じています。

1 昨年、障害者差別解消推進条例を作った愛知県の現状はどうなのか？ 順次うかがってまいります。

質問1) 本県における特別支援学校入学者、在籍者の推移はどうか？（概数、傾向で）

質問2) 地域の小中学校に在籍している障害児・生徒の数、および高等学校に入学した障害のある生徒の数は、どう推移しているか？

質問3) 学校教育施行令の改正（2013年）によって、「障害の有無にかかわらず、地域の公立小学校への就学（入学）が基本」と転換されたはずだが、特別支援学校への入学者が減らないのはなぜか？

質問4) 地域の小中学校で学ぶ障害のある子どもたちを支援するために、県教委としてどのような人的配置、予算措置をとっているのか？

次に、障害者差別解消法、愛知県障害者差別解消推進条例施行後、1年の到達点と課題について伺います。

東京都内で4月に行われた、身体、知的、精神障害のある人に対するアンケートによりますと、この1年間に差別的な扱いを受けた

人は3割強に上り、社会がよくなったと感じた人は5人に1人とどまっています。また、特別支援学校から施設入所した東海4県の10代、20代の若い障害者からの聞き取りでは、地域で自立して暮らしてみたいがそれができていない理由として、7割の人が「住宅の確保」、次いで「家族の理解」、3番目に「所得の保障」の順で、問題点を挙げています。

こうした状況から、差別解消法が成果を上げていくためには、地域で身近な市町村に相談窓口や協議会があること。その相談の仕組みの中心に障害当事者がいること、が重要なポイントになると考えています。障害者差別解消条例が成果を上げていくために、何が必要と考えているのか、お答えください。

次の質問に移ります。

愛知県警機動隊が昨年、沖縄に派遣された件についてうかがいます。

ちょうど、「津久井やまゆり園事件」が発生したのと同じ昨年7月下旬、沖縄県東村高江地区ひがしそんでの米軍のオスプレイが使用するヘリパッド建設工事に際し、抗議する住民らを排除するため、愛知県警を含む6都府県から機動隊員約500名が投入されました。

この機動隊員らは、法的根拠もなく住民らのテント、車両の強制撤去を行ない、住民排除のために暴力をふるい、非暴力・無抵抗の市民を不当逮捕し、さらには基地建設作業員を警察車両で運搬する

などの行為を繰り返しました。大阪府警の機動隊員が住民に対し差別的暴言吐く姿がネットで放映されたことや、平和運動センターの山城議長が軽微な罪でなんと5か月間も拘留されたことなどで、全国的な注目と批判の声が高まりました。

本県においても、沖縄県出身の方を中心に、愛知県警機動隊員が動員されていることについて疑問と抗議の声が寄せられております。こうした警備活動の適法性や愛知県警察官派遣の適否をめぐっては、裁判や住民監査請求が提起されておりますが、県議会としても無関心でいることは許されないと考え、警察本部及び公安委員会にお尋ねしたいと思っております。

質問1) 昨年7月に愛知県から沖縄県に対し、警察官（機動隊員？）が派遣されているようだが、その要請、決定、派遣の経過について伺いたい。

質問2) 愛知県公安委員会としては、いつ、どのような審議を経て派遣の妥当性を承認、決定したのか？

質問3) 人数や期間等、派遣にかかわる主要内容が「非開示」とされているが、その理由は何か？